

● 9月定例会での梅木紀秀議員の一般質問と答弁（大要）を紹介します。

梅木紀秀（日本共産党、京都市左京区） 2009年10月2日

台風9号による福知山市を中心とした豪雨被害の復旧対策は、 原形復旧に留まらず、集中豪雨に耐えうる工事の実施を

【梅木】日本共産党の梅木紀秀です。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、台風9号による福知山市を中心とした豪雨被害についてです。今年も台風や集中豪雨で、山口県防府市や兵庫県佐用町をはじめ、全国で多数の犠牲者を出し、大きな被害が発生しました。台風9号では、兵庫県に近い福知山市夜久野町では、上夜久野の直見（のおみ）で1時間雨量51ミリをはじめ、5年前の台風23号を上回る集中豪雨で、牧川やその支流で、河川が氾濫、決壊し、田畑に大きな被害が発生しました。わが党議員団は、2回にわたる現地調査をおこない、9月18日に知事あてに災害復旧についての申し入れ書を提出したところです。

今回の被害では、5年前の台風23号で被害を受け、災害復旧した所が再び被災しているという例が多いことが大きな特徴です。一時に降った豪雨が河川に集中し、濁流がコンクリートの護岸を超え、後方の畔や道路の土をえぐり取り、護岸そのものが破壊されているという事例が多数見られました。

兵庫県佐用町でも、5年前に流された同じところが決壊したということですが、災害復旧が「原形復旧」を基本としていることに問題があります。近年は時間雨量100ミリを超える、いわゆるゲリラ豪雨が多発する傾向にあり、原形復旧だけでは、今回のように、護岸を超えた洪水で堤防が決壊するということが起こるわけです。災害復旧のあり方について、原形復旧に留まらず、多発する集中豪雨にも耐えられる災害復旧工事が可能になるように制度の改善が必要だと考えますが、いかがですか。

河床の上昇も、被害発生の要因になります。堆積した土砂や岩石の除去は災害復旧の対象にならないということですが、対象になるよう制度の改善を求めるとともに、府独自に堆積した土砂の除去対策など日常管理を強化するとともに、市町村の管理河川への支援も必要だと考えますが、いかがですか。

また、今回堤防が壊れた箇所近くに、決壊はしていないけれども不安だという箇所がありました。農作業をしておられた方が、私たちに「災害調査の対象になっていないが、不安だ。何とかならないか」と訴えられました。予防のための工事費は、府の負担が多いため、補助率の高い災害復旧工事を待つ、つまり「災害が起こってから」という事例が、以前から見受けられましたが、事前に被害が想定される場合には、とりわけ連続する場合は予防的な工事も一体的に実施すべきではありませんか。この点についてもお答えください。

【知事】河川の災害復旧については、従来から災害による土砂や岩石の除去については、堆積が著しいなどの要件を満たす場合には、災害復旧事業で行ない、ご指摘のように堤防のかさ上げとか河川断面の拡大など、改善が必要なものについては、改良復旧事業で実施しており、災害復旧事業の要件を満たさない場合でも、状況に応じ府単独事業で対応しております。また、被災箇所に挟まれた箇所や隣接する箇所において、新たに被害が想定されるなど緊急な対応が必要な場合、府単独事業を組み合わせることで連続して護岸を整備するなど予防的な工事を実施しております。

こうした災害復旧に係る制度の充実については、より効果的な災害復旧を目指すため、改良復旧事業に係

る財政措置の拡充や災害復旧事業の要件緩和など今後とも国に提案をして行きたいと考えております。

なお、自然に堆積した土砂の除去については、平成16年の台風23号災害以降、流下能力の阻害状況などを考慮しつつ、府単独事業により対策を強化しており、今後とも継続して取り組むとともに、国の制度改善も引き続き求めていきたいと思っております。

河川管理については、私はやはり、現場が危険性が一番よくわかるので、国府市町村がそれぞれの役割を的確に果たすことができるよう、そしてその中で機動的かつ柔軟に財源を使える、いわば分権的な発想の方向で、しっかりと制度を整備していくことが、いちいち違う団体に補助金を申請して、それで使わせてくれと頼んで、それで査定をしてもらうよりは、はるかに効果的かつ迅速に行くのではないかと考えております。そういう方向で改善を求めていきたいと考えております。

今議会にも災害復旧に必要な予算をお願いしており、速やかに実施をして行きたいので、よろしく願いいたします。

【梅木】知事の話を知っていると、しっかりと現場はうまくいっているように聞こえますが、実際には、災害の調査をしている間に調査されていないところがあって、その近所の人が心配しているということがあるわけで、それは簡単に連続的にできるかといえば、できないという例もあるわけです。この件に関しては、個別具体の例で、私どもも委員会等で取り上げていきたいと思っております。

農地の災害復旧と農作物の被害補償について府独自の対応を

【梅木】我々が2回目の現地調査を行ったときは、ちょうど稲刈りの時期で、土石流で埋まった田んぼから、わずかに首をもたげた稲の穂を、刈り集めておられた高齢の女性が、「この田んぼで来年も米が作れるだろうか」とため息をついておられました。農地の災害復旧の対象は、被害額が1件40万円以上に限定されていますが、農家の負担は大変です。今回40万円以下の被害が多いとのこと。府独自の支援を行うべきです。また、農作物被害についても、農業共済だけでなく、独自の被害補償を行うべきです。いかがですか。

また、自宅の真ん前の河川の護岸がえぐられたお宅では、「夜中に、大きな岩が、ゴロゴロと地響きを立てて流れる音はすさまじかった。本当に怖かった」とのこと。府が緊急に大きな土嚢を積んだけれども、その後の雨で土嚢が流された。また土嚢を積んでもらったが、心配でたまらない」とのことでした。一日も早く災害復旧工事がおこなわれるよう強く求めておきます。

【農林水産部長】農地や農業用施設の災害については、国の災害復旧事業により早期の復旧に努めておりますが、40万円未満の小規模災害についても、市町村において交付税措置のある農地等小規模災害復旧事業債を活用した復旧が進められているほか、京都府としても農家・環境を守る地域共同活動などの事業により、維持管理と一体的に行なう復旧を支援しております。

また、農作物の被害については、農業共済に加えて、今議会でもお願いしている本年産の農作物の生育回復や、来年の生産に向けた土壌改良などを支援する農作物生産確保等緊急対策事業を活用して対応したいと考えております。こうした対策により、被災された農家の皆さんが一日も早く安心して経営に取り組んでいただけるよう努めてまいります。

洪水時の通行止め指示が遅れたことについての検証と改善を

【梅木】関連して、由良川の潜没橋である在田（ありた）橋の洪水時の通行止めについて伺います。福知山市大江町の女性が、夜中に帰宅を急いで、自家用車で在田橋を通過しようとしたところ、橋の手前で、増水していることに気づき、すぐに引き返したが「あと少しで突っ込むところだった」とのことでした。府土木事務所が通行止めにしたのはその後で、その時すでに橋は水没しており、欄干代わりにパイプとロープをは

ずすことができなかつたということです。中丹西土木事務所の担当者は、「由良川の水位は監視していたが、夜久野町での局地的な豪雨による牧川合流点下流の水位上昇への警戒が足りなかつた。今後の教訓としたい」とのことでしたが、人命にかかわることです。十分な検証をお願いしたい。

同時に、通行止めの解除も、「ずいぶん遅れた」とのことでした。生活道路であり、迂回するのは大変です。「土木事務所の人手が足りないのか。以前はこんなことはなかつた」と大江町の方からお聞きました。5年前の台風23号の時も、土木事務所へのファックスに気づかないまま、通行止めの指示が遅れ、多くの車が水没し、トラックの運転手さんが犠牲になりました。また、バスの上で37人の方が一夜を過ごし、あわや大惨事という事件がありました。土木事務所の再編統合で、職員体制が不足しているのではありませんか。兵庫県佐用町の場合も、山口県防府市の場合も、住民からの問い合わせや災害対応で、行政の現場確認や避難勧告が遅れたということが、被害をいっそう大きくしました。今回、在田橋の通行止めが遅れたこと、職員体制について、どう検証され、どう改善されるのか、お聞かせください。

【建設交通部長】 橋の通行規制にあたっては、国が配信する由良川水位情報をもとに実施しており、これまでの7度の通行止めに対しては、適切に対応してきたところであります。

今回の8月9日から10日にかけての豪雨では、牧川上流部が台風23号を上回る短時間豪雨により、同時多発的に被災し、業務が錯そうする中で由良川の水位が急激に上昇し、水位確認が遅れたものであります。人身被害はなかつたものの、この事態をふまえて直ちに検証を行ない、再度職員へ潜没橋の通行止め対応について周知徹底をはかるとともに、大雨警報発令時から緊急業者による定期的な現場水位確認と必要に応じた通行規制措置を行なうようにするなど、初動態勢の強化をはかりました。

なお、在田橋を管理する中丹西土木事務所は、再編前の福知山土木事務所をそのまま引き継いでおります。

土砂災害危険区域内の老人福祉施設等「災害時要援護者施設」の災害対策

【梅木】 今年7月の山口豪雨では、防府市の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」で多くの犠牲者を出しました。避難勧告の遅れなど、学ぶべき教訓はたくさんありますが、そもそも、土砂災害危険区域に、なぜ特養ホームを建てたのか、という問題があります。「ライフケア高砂」も土石流が裏山で起こりうると想定され、砂防工事の検討中だったとのこと。危険な箇所に建てるのは避けるべきですし、建てるなら砂防工事を先に行うべきなのです。京都府でも、お聞きしますと土砂災害危険区域内の老人福祉施設等「災害時要援護者施設」が228施設もあるとのこと。そのうち対策済みの施設は34施設だけで、200近くの施設が放置されています。早急に対策を打つ必要がありますが、今後の対策について、どのように検討されていますか、お答えください。

【建設交通部長】 これらの施設や避難所のある危険区域について、重点的・優先的に土石流対策工事等を実施しております。しかしながら、こうしたハード整備には多くの費用と時間がかかることから、ソフト対策として市町村と連携し、土砂災害警戒区域の指定を含め、要援護者施設に対する適切な防災情報の伝達方法定めるなど、警戒避難体制の確立をはかっております。さらに、山口県防府市での土石流による被害をふまえ、関係部局とも連携し、市町村に対し危険箇所内にある府内全ての要援護者施設の警戒避難体制の確立を改めて要請するとともにこれらの管理者に対しても、日頃の備えや防災情報の入手方法などを周知しました。

ナラ枯れ対策と森林の管理の強化を 京都市周辺山間部も対象に加えるべき

【梅木】 次に、ナラ枯れと森林の管理の問題についてうかがいます。左京区の静市市原町の土砂災害危険箇

所に隣接する山で、急速に「ナラ枯れ」がすすんでいます。地域で、土砂災害警戒区域の指定問題が話題になった際に、「ナラ枯れが土砂災害に影響するのではないか」という疑問が出され、先日、地元のみなさんとナラ枯れの被害状況について調査しました。すでに葉が茶色に変色した木だけでなく、まだ葉が青々としている木にも、たくさんカシノナガキクイムシが入り込んでいました。被害木が多数ある急斜面の下に自宅がある方は、ナラ枯れによる倒木被害や土砂災害を心配しておられました。市民団体の調査によると、左京区の吉田山では、2006年に被害木が8本発見され、その後新しい被害木は07年に30本、08年は121本、今年は270本と急速に広がっています。先日、吉田山に登って調査しましたが、ここでも葉が茶色に変色した木だけでなく、多くのナラ類の樹木にカシノナガキクイムシが入っていました。さらに、左京区北白川丸山の急傾斜地にも民家に隣接して、被害を受けた大木があり、比叡山に登る山中越の北、瓜生山から音羽川、修学院離宮に向けて、ナラ枯れの被害木が広がっていました。同じ市民団体の調査では、北白川瓜生山では、コナラ226本中62%で被害が発生し、21%が枯れているということです。この地域は「白川砂」で有名な風化花崗岩で覆われ、1972年には死者1名を出した音羽川大水害があり、山中越えの道に沿って何度も水害被害を経験している地域です。景観だけでなく、土砂災害という観点からも、ナラ枯れは放置できません。ナラ枯れだけでなく、土石流危険箇所の上流の山では、間伐材が放置されていたり、間伐もされていないという山がたくさんあります。土石流警戒区域の指定にもかかわって、防災上の観点から、ナラ枯れ対策や森林管理を一層強化する必要があると思いますが、いかがですか。また、6月の補正予算で組まれた「古都の森景観保全対策事業」は、景観対策を主眼にしており、京都市は対象を街中から見える「三山を中心に」としていますが、防災の観点から市周辺山間部も対象に加えるべきと考えますが、いかがですか。

【農林環境部長】 これまでから土砂崩壊、流出の危険性のある防災上重要な森林については、治山ダムの設置や崩壊防止など安全対策を進めるとともに、間伐やマツクイムシ対策も実施し、適切な森林管理に努めてきました。平成17年に新たに確認されたナラ枯れ被害に対しても、被害木の伐採駆除を行なうなど、迅速に対応してきており、先の6月補正予算で景観を守る緊急措置として古都の森景観保全対策事業を創設し、ナラ枯れやマツクイムシ対策を強化したところであります。

京都市は、本予算を活用して被害対策を積極的に進めていくこととしており、現在現地の状況を把握し、被害の大きい地域から順次実施するなど、計画的・効果的に実施できるよう、準備が進められております。

間伐等の森林管理についても、森林整備10億円事業として重点的に取り組んでおり、京都市内でも昨年度の2倍以上の約1000ヘクタールを目指して間伐が実施されており、土のう整備と高性能林業機械を組み合わせた間伐材の利用促進に取り組み、適切な森林整備を推進しております。今後とも京都市や関係者と連携し、森林を守り育て、府民の安心・安全の確保に努めていきたいと考えております。

府民公募型公共事業の早急に発注するため、手続きの簡素化と職員の増員を

【梅木】 次に、府民公募型公共事業について伺います。府民の身近で小規模な公共事業は、京都の零細業者への仕事おこし、不況対策としても有効であることから、私ども議員団としても府民に積極的な活用を呼びかけてきました。8月末までに約1900件もの提案が府民から寄せられたとのことで、審査会での審査の結果が、提案者に報告されること、審査結果が写真付きでホームページで見ることができることなどから、府民に歓迎されています。しかし、8月末で入札が終わったのは、わずか70件しかありません。府民提案分に限れば20件で、あとは市町村要望です。他の事業では、不況対策として、早期発注をと号令をかけておきながら、70件の発注では少なすぎる、発注が遅すぎるのではありませんか。なぜこんなことになって

いるのでしょうか。原因と改善点について考えをお聞かせください。

お聞きしますと、府民から提案があった箇所はすべて担当者が現地調査をおこない、写真もつけて、技術的可否を審査委員会に報告し、審査委員会の審議を経て、実施が決まった工事の入札を行い、発注ということになるわけですが、余りにも手がかかりすぎるのではありませんか。審査委員会も2カ月に1回の開催です。府民提案のうち、一定の条件のものは職員の判断に任せるなど、手続きを簡素化すべきです。また、職員を増員すべきです。いかがですか。

【建設交通部長】年度当初に実施箇所が確定し、その時点で現地調査などが終了している通常事業とは異なり、本事業は、府民から事業箇所について提案をいただくことに始まり、これらについて、現地状況の確認と技術的なチェックを行ない、審査委員会での審査を経て設計、積算、入札手続きを行なうというスキームとなっております。したがって、工事着手までには一定の期間を要します。また、府民の皆さんからの提案は、事業の周知が進んだ4月頃から急増し、これまでに2000件を超える提案をいただいております。こうした中、精力的に現地調査や手続きを進め、早期発注に努めてきました。

不況対策としては、市町村協働型を先行して実施するなど配慮しているところで、今後も府民提案型を含めできるだけ速やかな発注に努めていきたいと考えております。

次に、手続きを簡素化すべきとのご意見については、この事業の導入目的の一つに箇所決定に係る透明性、説明責任の向上をはかるということがあります。この観点からも、審査委員会において、府民目線でしっかりと事業の必要性などについて、審査していただくことが大切と考えております。

なお、本事業の執行にあたっては、提案箇所の現地調査などにおいて、膨大な事務量が必要となっていることから、臨時職員の雇用やアウトソーシングにより職員に過度な負担がかからないよう配慮しており、今後とも必要に応じ、的確に対応していきたいと考えております。

「小規模工事希望者登録制度」を創設し、

不況で大変な町の大工さんたちに仕事おこしのシステムづくりを

【梅木】次に、零細業者に直接発注する「小規模工事希望者登録制度」についてです。6月議会での私の質問に、知事は「工事中の安全や品質確保の観点から、建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項審査を受けた企業にお願いしている」と答えましたが、建設業法施行令は「面積150㎡未満」「1件500万円未満」など「軽微な工事」は建設業の許可がなくても営業できると定めています。建設業の許可をとらなくても、町の大工さんたちは立派な仕事をしているのです。その町の大工さんたちへの仕事おこしとして、全国411の自治体で、50万円以下など「軽微な工事」を、零細業者に発注する「小規模工事希望者登録制度」を実施しています。もちろん、品質に問題があるわけではありません。府施設、学校施設など小規模な工事は、地元の零細業者に直接発注する仕組みをつくるべきです。いかがですか、お答えください。

【建設交通部長】京都府が発注する工事は、道路補修、府営住宅、学校修繕等、小規模な工事を含めてすべて府民生活の安心安全に直結するものであり、本事業も含め府が発注する工事については、工事中の安全や品質確保など、安心安全をいっそう確保する観点から、建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項審査を受けた企業を対象としております。今後とも、競争性、透明性が確保された上で、地域に貢献する優良な中小企業がいっそう育成されるよう取り組んでいきたいと考えております。

【梅木】光永議員も紹介しましたが、だいたい10年で建設労働者が16000人減っているのです。一昨

日、国交省が8月の住宅着工件数を発表しましたが、やはり不況の影響で9か月連続前年比マイナスなのです。とくに8月は、38.4%減って、だいたい4万件減っているのです。6万件を下回ったのは実に43年ぶりという状況で、町の大工さんたちの仕事がない。あっても、賃金が安いという状況にあるわけなのです。こういう町の大工さんたちに、零細な方たちにどういふふうに支援をしていくのかということを考えていただきたいのです。

建設交通部長がお答えになりましたが、建設交通部は、建設業の許可を受けているところ、それから、発注するのは土木の公共事業を中心ということになりますが、府の発注の全体を見れば、学校だとか府の施設だとか振興局などもあるわけで、その小さな修繕を町の大工さんに入札に参加できないような大工さんに出していくという制度は、建設交通部の所管を離れるわけで、そのところは、仕事おこしをまた考えていただきたいと思います。

それで、とくに住宅改修助成制度ができました。太陽光パネルや耐震改修もやっていると光永議員の質問に知事はお答えになりましたが、それが、地域の小さな業者に回るようなシステムをつくっていただきたいと申し上げておきます。

労働者の適正な賃金・労働条件等の確保や下請け業者を守るために 公契約条例を早急に制定せよ

【梅木】次に、公契約条例について質問します。全国で公共事業の安値入札競争がすすみ、工事の品質確保と業者の育成などの観点から、最低制限価格の設定が行なわれてきました。昨年12月議会で、京都府の草刈工事など役務の提供にも、最低制限価格の設定を行うよう提案しましたが、このたび設定されることになったことを大いに評価するものです。さらに、下請け保護と末端の労働者の賃金確保対策をすすめるよう知事の努力を求めるものです。

先日、京都府が発注している工事現場を訪問し、建設業退職金共済の証紙の添付など現場監督さんにお聞きしました。京都府の努力で、地元業者への下請け発注なども随分前進してきたことも評価するものです。現場監督さんに、一層の努力をお願いするとともに、「現場で実際に働くみなさんの賃金がどの程度かご存知ですか」とお聞きしますと、「工事の品質確保のために、賃金がいくらかはそれとなくチェックはしている」とのことでした。そして「確かに賃金が安い。だから心配なのだ」とおっしゃるのです。この現場監督さんが心配されているように、品質確保のためにも、末端の労働者の賃金のチェック、下請け契約のチェックは必要なのです。

去る9月29日、千葉県野田市議会で、全国初の公契約条例が全会一致で可決されました。野田市が発注する公共工事と業務委託契約の双方を対象に、実際に働く労働者の最低賃金を公共事業の積算労務単価や市職員の給与条例を勘案して定めること、労働者から申告があれば市が調査し、違反した場合には、元請け業者も下請け業者と連帯して賃金を支払う義務を定めています。是正しない場合は契約を解除して事業者名を公表するとしています。いくつかの自治体で検討が始まっています。京都府でも、全国に先駆けて公契約条例を制定すべきです。いかがですか。

【総務部長】京都府では、これまでから関係法令の遵守義務を契約書に明記するとともに、公共工事について必要に応じて最低制限価格を設定すること、安定雇用を評価する総合評価方式による入札を試行するなど、現行の契約制度の中で適切な対応、指導を行なってきました。労働者保護や下請け問題は、重要な問題であると考えており、これまでから最低制限価格を設定する工事の拡大や、総合評価入札制度の拡充をはかってきましたが、先ほどの代表質問で知事がお答えしたように、契約書に労働関係法令の遵守規定を明記するよ

う会計規則の運用を見直すとともに、下請け業者の労働環境の確保のあり方についても関係業界を含め検討を進めていきたいと考えております。今後とも、公正な労働基準や工事の品質確保という課題に取り組んでいきます。

【梅木】 法令順守をちゃんとやっていると言ったけれども、実際には、先ほど紹介したように、現場監督の方が「賃金が安すぎてこれは大変だ。心配だ」と思っておられるのです。これを、チェックしていないところがある。だから、現実をふまえて千葉県の野田市は公契約条例で行政がさらにルールを定めて労働者の賃金をしっかり確保する。また、申告制度もつくってその工事の質もしっかりと確保していくということをやっているわけです。これは、全会一致で決めたわけで、これからおそらくさらに全国に広がっていくと思います。府でもぜひ検討を始めていただきたいと思います。

私学助成の国の上乗せ措置を今年度中に補正し、増額すべき

【梅木】 最後に、私学助成について質問します。今回の補正予算で、国の基金を活用して、授業料を全額免除する私学に、11万円余の補助金を上積みする制度が提案されました。6月議会の代表質問で、経済的理由による中途退学者を出さないために、低所得世帯への授業料助成の強化を求めたところであり、一定の前進だと評価するものです。しかし、学校に制度がなければ制度が利用できないという条件は変わりませんから、やはり、大阪や愛知のように、学校の事情に左右されず、府が直接支援する制度が必要であることを指摘しておきます。ところで、授業料減免事業補助について、学校から府への申請締め切りは1月末となっていますが、3月の進級・卒業を前に、「授業料が払えない」「卒業できない」「進級できない」という例があると聞きます。追加申請ができるように対応すべきです。いかがですか。

今年度、政府は、私学助成の地方交付税算定基礎に、経常経費分に加えて私学高校生一人当たり2000円を授業料助成として上乗せしました。はじめてのことです。これは、本来今年度中に補正、増額されるべきです。さらに、国の基金や交付金を活用すれば、授業料直接助成も増額することができます。府外の私学に通う生徒への補助を復活させることと合わせて実施するよう求めるものです。いかがですか。

【文化環境部長】 私学の授業料減免補助制度については、京都府では、国に先駆けて制度創設をはかるとともに補助率のかさ上げに努めるなど、全国でもトップクラスの制度となってきております。

加えて、今日の厳しい雇用経済情勢のもとで、いっそうの修学支援をはかるため、今回、基金を活用した「私立高校授業料全面免除化緊急制度」を創設することとして、今議会に必要な予算をお願いしている。

授業料の減免申請の時期については、これまでから国庫申請時期をふまえつつ弾力的な運用に努め、学費納入の実態にも合うよう対応してきました。今後とも、経済的な理由で学業の継続や進学を断念することのないよう、学校とも十分連携して対処していきたいと考えております。

国の単価改定に伴う対応については、京都府では、私学教育の重要性をふまえ、今年度も当初予算の段階で、ご指摘の2000円の助成も含め、国の単価改定より財源措置額を大幅に上回る予算を計上しているところであり、高等学校緊急修学支援事業や修学資金貸与制度などの修学支援制度を総合的に活用することによって、私立学校の平均的な納付額を十分緩和するだけの予算措置を行っており、私学関係者の皆様のご理解を得て、年度途中での補正は見送っております。

府外の私学に通う生徒の学費軽減補助については、京都府から府外に通学する高校生の3分の2を占めている大阪と滋賀県がすでに廃止をしており、近畿府県の相互支援という制度の基本がすでに崩れていることに加え、府内私学の入学者数が募集者数に比べ約1100名の減少となっていることから、本府の私学助成

を府内の私学の支援に重点化しております。今後とも、私学をとりまく厳しい経営環境をふまえ、引き続き私学教育の効果的な支援に努めてまいります。

【梅木再質問】 交付税措置以上に一般財源から支出しているというのが部長の答弁ですが、今年、経常費分5400円に加えて、新たに特別に授業料助成分を初めて2000円上積みしたのです。これも含んでいるというのは説明に無理がある。いったん、当初予算を編成した後に、政府が特別に発表しているわけです。だから、高校3年生のお母さんが、来年では遅いのだ、自分のところには来ない。府の横取りではないのかというふうにおっしゃっていた。実際に、生徒が27000人とすれば、経常経費分として1億5000万円、それから、授業料助成分として5000万円、合わせて2億円が京都府に交付税措置されているわけです。そのうちのせめて2000円分は、今年度補正してもらえないのか。これが、保護者の気持ちとして私は理解できるし、是非ともこれはお願いしたいと思います。この点については、部長からもう一度答弁をいただきたい。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【文化環境部長】 経常費助成にかかわる国庫の基準は、基本的には2000円を加えても21年度の国庫基準単価が30万3000円をちょっと切るくらいになります。それに対して我々の今年度の当初予算の措置が33万3000円程度ですので、十分それを取り込んでいるということでご理解いただきたいと思います。